

# 中部国際空港利用促進協議会

## 中国・香港・タイ市場向けFAM ツアーの実施およびOTA 施策業務 募集要領

### 1 業務目的

- ・中国・香港・タイ市場を対象に、市場動向を踏まえた中部地域の観光資源の認知向上及び訪問動機の創出を図り、安定的な訪日旅行需要の創出につなげる。
- ・自治体及び空港会社、観光事業者が一体となった誘客施策を展開することで、既存路線の維持及び増便の実現を目指す。

### 2 委託内容

#### (1) インフルエンサー招請

- ・中国・香港（各2名）・タイ（3名）を選定し、中国・香港市場1回、タイ市場1回の合計2回のFAM ツアーを実施。
- ・中部国際空港を起点とした広域観光ルートを体験させ、記事・動画等のコンテンツを制作。
- ・各インフルエンサーの公式アカウントから発信することで、企業の宣伝よりも信頼性の高いUGC型コンテンツとして拡散を図る。

#### (2) 香港・タイ市場向けにOTAプラットフォームでの情報発信

- ・対象市場で利用率の高い「Trip.com」において特設LPを制作・広告配信する。
- ・FAM ツアーで作成したコンテンツと連動させ、認知から予約への転換を促進するとともに、中部地域全体の観光魅力を横断的に訴求する。

### 3 応募資格者

応募資格者は、以下の項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募資格確認書の提出期限において愛知県からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 応募資格確認書の提出期限において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

#### 4 契約条件

(1) 契約金額限度額

13,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 契約期間

契約締結日から2027年3月5日（金）まで

(3) 契約方法

事業実施にあたって、企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を契約金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

(4) その他

企画提案に基づく見積金額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、契約金額は提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

#### 5 応募方法等

(1) 提出書類

企画提案作成要領に基づき、以下の書類を提出すること。

- ① 応募資格確認書（様式1）
- ② 業務履歴（様式2）
- ③ 業務実施体制（様式3）
- ④ 情報管理体制（様式任意）
- ⑤ 企画提案書（様式任意）
- ⑥ 見積書（様式任意）
- ⑦ 会社の概要が分かる資料（パンフレット可）

(2) 提出期限

2026年7月22日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

愛知県都市・交通局航空空港課 山田・範

住 所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話：052-954-6133

メール：kouku@pref.aichi.lg.jp

(4) 提出方法

5（3）の提出先に電子メールで送信の上、持参又は郵送（配達されたことが記録されるものに限る）

※ファクシミリ等による提出は不可

(5) 提出部数

5部 ※（1）⑦については1部で可。

## 6 選定事業者数

1 者

## 7 提案の審査・選定等

### (1) 選定方法

受託候補者選定委員会において、期限までに提出された企画提案の書面審査を行う。審査に関することは非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じないこととする。

### (2) 審査項目

審査項目（配点）	主な審査項目
①全体の進め方・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の趣旨を的確に理解した進め方か</li><li>・スケジュールの具体性、実現性が適切なものか</li></ul>
②提案の実効性等について	<ul style="list-style-type: none"><li>・インフルエンサーの選定基準が明確で、選定者および投稿媒体は適切か</li><li>・中部国際空港を起点とした広域観光ルートの選定理由は明確で、具体的なデータに基づいて提案されているか</li><li>・体験コンテンツが魅力的で、中部地域の独自性を十分に伝える工夫がされているか。また選定理由や受け入れ体制が適切か</li><li>・「Trip.com」を活用した OTA 施策のコンテンツやプロセスが適切か</li><li>・FAM ツアーと OTA 施策との整合性が取れているか</li><li>・認知拡大から予約に繋げるための特典キャンペーンは魅力的か</li><li>・その他独自の工夫</li></ul>
③提案内容の総合的評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・効果測定の方法が具体的か（閲覧・クリック数等）</li><li>・分析・報告の内容が実務的で次施策に活かせる設計か</li></ul>
④推進体制、類似業務の事業実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・安定性のある推進体制が整っているか</li><li>・提案者の類似業務の実績が豊富で、実現性が十分にあるか</li></ul>

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、全ての応募者に対して郵送またはメールで通知する。

## 8 今後の予定

2026年7月22日	企画提案書受付期限（午後5時締切）
2026年7月下旬	審査・選定結果の通知、契約
2027年3月5日	実績報告書の提出
2027年3月上旬	完了検査
2027年3月下旬以降	委託料の支払い

## 9 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1団体1案とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本事業の書面審査以外の用途には使用しない。
- (3) 応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しないものとする。  
また、提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 当業務を受託していただく業者を選定した後は、提出された企画提案書の内容に限定されることなく、委託業務内容について具体的な協議・調整に入るものとする。